⑵　北海道開発局における工事区分「ＰＳコンクリート」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成８年度以降に、下記のア～エの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、下記のア、イ及びエの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ア　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

イ　橋梁型式がラーメン又はアーチ型式のＰＣ橋であること。

ウ　最大支間長が80m以上であること。

エ　気温－３℃以下で給熱養生を伴う寒中コンクリートを使用したＰＣ橋上部工本体の施工実績を有すること。

ただし、上記のア～ウは同一工事であること、エは同一工事でなくともよい。

⑸　提出されたアーチリブの施工方法に係る技術提案が適正であること及びコンクリートの品質向上に係る施工計画が適正であること。

なお、コンクリートの品質向上に係る施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「コンクリートの品質向上に係る技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。コンクリートの品質向上に係る技術提案による施工計画が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出すること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更できるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

イ　平成８年度以降に、上記⑷のア～エの要件を満たす工事を元請として施工した経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者については、上記⑷のア、イ及びエの要件を満たす工事を元請として施工した経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　当該工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照。）。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　見積書、提案設計数量調書、提案見積書のいずれか１つでも提出されない場合は競争参加資格がないものとする。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る技術提案をもって入札し、①から③の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②　提案されたアーチリブの施工方法に係る技術提案が最低限の要求を満たした技術提案であること及び提案されたコンクリートの品質向上に係る施工計画が最低限の要求（標準案）と同等以上であること。

③　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を40点とする。

イ　提案されたアーチリブの施工方法に係る技術提案が適正であること及び提案されたコンクリートの品質向上に係る施工計画が標準案と同等以上であれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、０～40点の範囲で「加算点」を与える。

なお、詳細については入札説明書による。

評価項目

①　アーチリブの施工方法に係る技術提案

②　コンクリートの品質向上に係る技術提案（アーチリブの施工に係る部分は除く）

ウ　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

①　品質確保の実効性

②　施工体制確保の確実性

エ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒040―8501 北海道函館市大川町１番27号　北海道開発局函館開発建設部契約課上席契約専門官　夏堀　晋治　電話0138―42―7526（直通）ＦＡＸ0138―42―9821

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、平成23年９月７日から平成24年１月23日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分（最終日は入札締切予定時刻である13時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、上記と同様の日時で交付するので、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

⑶　申請書及び資料並びに見積書の提出期間、場所及び方法　平成23年９月７日９時00分から平成23年10月11日16時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成23年９月７日９時00分から平成23年10月11日16時00分までに上記４⑴の申込先へ、原則として書留郵便とすること。